

令和7年度第2回燕市障がい者自立支援協議会全体会会議録

日時：令和8年2月9日（月曜日）午後2時00分 ～ 午後3時30分

場所：燕市役所 3階 会議室301

【出席委員 15名】【欠席委員 2名】【事務局 12名】

次第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 協議

(1) 燕市障がい者自立支援協議会活動報告と運営方針（案）について 【資料番号1】

(2) 燕市障がい者基幹相談支援センター

令和7年度事業実績報告及び令和8年度事業実施計画（案）について 【資料番号2】

(3) 燕市地域生活支援拠点等整備事業の進捗について 【資料番号3】

(4) 燕市医療的ケア児等コーディネーター事業の進捗について 【資料番号4】

(5) 燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画

策定の方向性について 【資料番号5】

(6) 障がいを理由とする差別解消の推進について 【資料番号6-1】

【資料番号6-2（当日配布）】

5. その他

6. 閉会

《会議資料》

資料番号1 燕市障がい者自立支援協議会活動報告と運営方針（案）について

資料番号2 燕市障がい者基幹相談支援センター

令和7年度事業実績報告及び令和8年度事業実施計画（案）について

資料番号3 燕市地域生活支援拠点等整備事業の進捗について

資料番号4 市医療的ケア児等コーディネーター事業の進捗について

- 資料番号 5 燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画策定の方向性について
- 資料番号 6-1 障がいを理由とする差別解消の推進について
- 資料番号 6-2 燕市における障害者差別解消に係る相談事例
- その他資料 燕市報道資料

1. 開会

【司会者】

それでは、只今から「令和7年度第2回燕市障がい者自立支援協議会」を開会いたします。

会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、1名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

なお、本日の出席委員は委員総数の過半数に達しておりますので、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第2項の規定により会議は成立となります。

2. 市長あいさつ

それでは、「次第2. 市長あいさつ」です。佐野市長お願いいたします。

【佐野市長】

皆様、こんにちは。改めまして、燕市長の佐野大輔でございます。

本日はお忙しい中、「燕市障がい者自立支援協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃から燕市の障がい福祉行政および燕市政にご理解とご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

私がこのように形でお話しさせていただくのは初めてですので、少しでも私の考えをお話しさせていただきたいと思います。これまで私は、燕市議会議員として障がい福祉に関して様々な提案をしてきました。その根底にあるのは「障がいは、その障がい者の方々にあるというよりは、社会の側にある」という信念です。その信念のもと、問題をいかに取り除き、改善していくかということに尽力しております。私自身、大学生の頃から障がい福祉に関わり、「障がい者の方々を支えていきたい。また共生できる社会の実現をしていきたい。」ということを目指し、取り組んでいるところでございます。

本日も、皆様から様々なご意見をいただきまして、しっかりと障がい福祉行政に活かしていきたいと思っております。ぜひとも皆様が普段から感じている部分について、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。また、本会議の内容は、専門部会へとつながり、これから燕市政を進めていくため、そして障がい福祉行政を進めていくための貴重な意見となりますので、遠慮なくご発言いただきたいと思います。

令和8年度予算につきましては、今週末に発表がございます。そこにも、燕市として障がい福祉に対してしっかりと取り組む予算を計上しております。今回の会議でいただいた意見を参考に、令和9年度予算をはじめ、今後の政策に活かしていきたいと思います。皆様の生の声を聞かせていただき、地域に根差した取組を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、皆様から頂いた意見を実現できるように私自身も取組むということをお誓いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞ皆さま、よろしくお願いいたします。

【司会者】

ありがとうございました。

誠に恐縮ではございますが、市長は次の公務のため、これをもちまして退席とさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

3. 会長あいさつ

【司会者】

続きまして、「次第3. 会長あいさつ」です。会長お願いいたします。

【会長】

皆様こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変足元の悪い中、令和7年度第2回燕市障がい者自立支援協議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今ほど佐野市長から障がい福祉の推進について、この会議での内容をしっかりと取組むということでございますので、各委員の皆様方の積極的なご意見、ご発言をお願いしたいと思います。

また、昨日行われました衆議院議員選挙業務に職員の方が携わったということでございます。大変お疲れ様でした。そのような中での会議でございますので、皆様方のご協力によりまして、スムーズに行うことをお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、「次第4. 協議」からは、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第1項に基づき、会長より進行をお願いいたします。

4. 協議

【会長】

それでは、これ以降の議事につきましては、私の方で進めさせていただきます。

本日の会議は、午後3時30時頃を終了予定としています。委員の皆様のご協力をお願いします。

それでは、「次第4. 協議」になります。

最初に「(1) 燕市障がい者自立支援協議会活動報告と運営方針(案)について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料1に基づき説明》

【事務局】

相談支援専門部会について、事前質問がございましたので相談支援専門部会長よりご回答いただきます。よろしくお願いいたします。

【相談支援専門部会長】

4 ページ、今年度の内容・取組⑥地域づくりへの取組について、どのような取組があったのかというご質問がありました。

今年度、相談支援専門部会では、各相談支援事業所で民生委員定例会や高齢分野の会議に出席しました。吉田地区は民生委員児童委員協議会や他機関の連携協議会に参加いたしました。燕地区および分水地区は、地域ケア会議や個別地域ケア会議に参加し、地域や高齢分野との連携強化を図りました。

今年度から、相談支援事業の地区担当制を本格運用しております。まずはそれぞれの地区において、お互いの顔が見える関係性を作っていくことが大切であると考えております。

【事務局】

ありがとうございました。

引き続き、事務局より説明します。

《資料1に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明および、相談支援専門部会長からの事前質問への回答が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

5 ページ、就労支援専門部会の次年度の課題・取組について、「工賃アップに繋がる持続可能な仕組みの構築に向けた取組が必要」とありますが、障がい者の工賃には最低賃金のようなルールがあるのでしょうか。中小受託取引適正化法が施行され、委託者は受託者の協議に応じない一方的な代金の決定を禁止されましたが、就労支援の場でも同様に協議ができるのでしょうか。何をもとに賃金が決められているのでしょうか。

【事務局】

就労継続支援A型は最低賃金が適用されます。就労継続支援B型は適用されません。就労継続支援B型の各事業所が支払う工賃については、生産活動の収入から必要経費を引いた分を利用者の方に支払うことになっておりますので、それをもとに就労時間や成果物に対する工賃が決められています。

【委員】

6 ページ、移動支援専門部会の今年度の取組・評価について、「②共同送迎に関する通所系サービス事業所の情報交換会」とありますが、共同送迎の実施には至らなかったと聞いています。それに代わるような次年度の取組は無いのでしょうか。

【事務局】

今年度、情報交換会に参加された事業所の中では、すぐに取組むことが難しいという結論がでました。しかし、全利用者を対象とした共同送迎をいきなり始めるのは難しいが、個別の案件で活用できそうなものがあれば、少しずつ実施できるのではないかという話もありましたので、実績ができれば報告させていただきます。

【会長】

他にないようですので、続いて「(2) 燕市障がい者基幹相談支援センター 令和7年度事業実績報告及び令和8年度事業実施計画(案)について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号2に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

2ページ、図1の障がい種別人数について「その他」は障がい者手帳等の診断を受けていない方であり、増加しているということですが、相談内容の傾向や、その後サービスの利用や相談員につながっているのか教えてください。

【事務局】

今手元にある資料では、具体的に何件サービス等につながったかは不明です。

サービス等につなげることだけが相談支援ではないと考えておりますので、診断を受けていない方でも必要な相談支援の提供ができるようにしており、相談者の課題の内容によっては、生活困窮の部署や保健センターにつなぐようにしております。

【委員】

5ページ、項目「協議会の事務局を担ったうえで、関係機関との緊密化の取組」の実績等にある事務局、委員に人数について、就労支援専門部会が1人であり、配置が少ないと感じます。

【事務局】

就労支援専門部会については、市役所の障がい者基幹相談支援センターの職員が1名となっておりますので、次年度については地域の相談支援事業所の方にも参加していただくことも含めて検討します。

【会長】

他にないようですので、続いて「(3) 燕市地域生活支援拠点等整備事業の進捗について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号3に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

17 ページ、緊急受入セーフティネット事業について2点お伺いします。

①受け入れた事業所への報酬や利用者の利用料はどうなっているのでしょうか。

②令和6年度について、重度の障がいや医療的ケア、強度行動障がいがある方の利用はありましたか。利用に対し、課題はありますか。

【事務局】

①事業所への支払は、障がい福祉サービスにおける短期入所の区分6及びその他関係する加算に準じた額で支払をしております。日中と夜間の利用、または日中のみの利用といった2種類の単価で支払いをしているものです。また、利用者について、サービスの利用負担はありませんが、食事は負担していただきます。

②本事業における利用の実績はありませんが、各事業所が個別に緊急の受け入れを行ったケースは存在する可能性がございます。強度行動障がいの方を受け入れる際の課題として、環境調整が難しいと事業所からお聞きしております。他の利用者との接触によって状況が悪化する恐れがあるため、個別でケアがのぞましいが、そのための環境整備ができないといったものです。医療的ケアについては、必要な支援内容が多岐にわたることから受入れを敬遠されるという話を聞くので、それを解消するための研修会等を実施していく必要があると考えます。

【委員】

身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がいの種類が分けられているにもかかわらず、事業としてそれらを一括りにしており、画一的な支援になるのは問題ではないでしょうか。

【事務局】

障害者自立支援法（2006年施行）により、それまで別々の法律で定められていた身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの障がい福祉サービスが一元化されました。それにより、障がいの種別に関わらず必要な福祉サービスを総合的に受けられるようになった経緯がございます。

地域生活支援拠点事業において、不足している支援内容等があれば、ご意見いただければと存じます。

【委員】

先ほど重度の障がいがある方の受入課題について質問がありましたが、相談員として調整していくうえで課題として感じていることを回答します。強度行動障がいや行動障がい強い方については、普段からショートステイを利用できる事業所が無かったり、利用できる事業所があったとしても断られたりするケ

ースがございます。その場合、ご家族としては自宅で看ることが難しいため、施設入所を選択せざるを得ない結果となってしまう、非常に残念に思います。

今後、地域移行ということで、拠点のコーディネーターが中心となって施設の地域移行等意向確認担当者などと情報連携をしていくことになると思いますが、それを進めると同時に地域全体の支援力をあげていく必要があると考えます。

現在の市内施設の実態など、他の委員から教えていただけると幸いです。

【委員】

私の事業所では、入所利用者 40 名、生活介護 30 名、日中一時ショートステイが 1 日 12 名を上限に受け入れております。ショートステイに関しては概ね 1 日 3、4 人の利用であり、入所利用者の居室の並びに個室の部屋を男女 3 部屋ずつ用意しております。

入所利用者の中にも強度行動障がいにより、個別対応やマンツーマンでの支援が必要な方も多くいらっしゃいます。そのような状況の中で、ショートステイについては希望の日時やご家族の状態等を考慮しながら可能な限り受入をしている状況です。

いきなりショートステイというのはご家族が良いといってもご本人が環境に慣れない限りなかなか難しいところがあります。まず、日中一時支援で慣れていただき、ご本人がこの環境で穏やかに過ごせるかというところを見て、段階を踏むことでご利用者に負担にならない形で利用してもらっています。その過程を経て、受入を行っています。

ご家族の事情等を考慮してできるだけ多くの方を受け入れたいところですが、夜勤 2 名で 40 名とショートステイの方々の対応にあたっているため、職員と利用者ともに安全な環境が担保できる人数内の受入としております。なお、安全な環境の確保のため、支援員の技術的な向上も進めております。

やはり、先ほどのお話にあったように、環境を整えるのは難しいのが現状です。たとえ個室をご利用いただいても、入所者が執拗にノックしたり、中には個室でも鍵をかけるのが苦手な方もいらっしゃったりと、様々な状況が考えられます。入所者とは別な棟での対応が必要な場合には、臨時的に対応することもあります。要望があれば、できる限り寄り添った対応ができるようにしておりますので、何かあればご連絡いただければと思います。

【委員】

21 ページ、施設入所者数について、令和 4 年度末と令和 7 年 11 月末の人数が 95 人で同じですが、何人程度出入りがあったのでしょうか。また、受入人数の上限が 95 人ということでしょうか。

【事務局】

正確ではありませんが、4 人程度だったと思います。入所施設には複数の市町村からの利用者があり、空いていればどの施設でも入れるため、燕市だからといったような上限はございません。

【会長】

他にないようですので、続いて「(4) 燕市医療的ケア児等コーディネーター事業の進捗について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号 4 に基づき説明》

事業委託先からもご説明いただきます。

【委員】

《資料番号 4 に基づき説明》

【会長】

事務局および委員からの説明いただきました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

燕市の委託事業として行っていると思うが、他の市町村の方から相談があった場合、どこか繋ぐ先があるのか教えてください。

【委員】

今年度について、他市の方からの相談はありませんでした。燕市からの委託業務であり、そのような場合を想定しておらず、協議もしていないため、現時点では分かりかねます。

しかし、相談員の一人として回答させていただくと、市外の方がたとえ支援の対象外だったとしても、何かしら対応したいと思います。その方がお住いの市町村やコーディネーター等にお繋ぎしたいと思います。

【委員】

燕市として、他市町村との連携を今後やっていく予定はあるのでしょうか。

【事務局】

新潟県のアドバイザー事業で、コーディネーターの集まる場を設ける仕掛けをしていると聞いております。そこで情報共有等に行われると思います。

【委員】

先ほど受入事業所における課題について質問がありましたが、その点をお答えします。夜間短期入所においては看護師配置が無いことがほとんどのため、医療的ケアを提供できないということがございます。そのため、重症心身障がいの方で特に医療的ケアを必要とする方については、お断りされるケースが多いです。現在、とある事業所に対し、医療的ケアが必要な時間のみ家族が同行してそのケアを実施することで、緊急時の受け入れが可能となるか協議を進めています。

【会長】

他にないようですので、続いて「(5) 燕市障がい者基本計画・第 8 期燕市障がい福祉計画・第 4 期燕市障がい児福祉計画策定の方向性について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号 5 に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

5 ページ、年齢分類について、18 歳未満ではなく特別支援学校の高等部までというような形にはならないのでしょうか。

【事務局】

児童福祉法で 18 歳未満という位置づけがあります。現計画について、児童福祉法に基づいております。

【会長】

事務局から他に補足はありますか。

【事務局】

年齢を細分化させることによるメリット・デメリット両方あると思います。障がい者福祉計画の目的や重点項目に応じて検討し、次年度の計画策定に関する協議の中で、また皆様に報告させていただきます。

【会長】

来年度、3 回予定されている協議会の中で詳しい説明があるかと思いますので皆様よろしく願います。

【会長】

他にないようですので、続いて「(6) 障がいを理由とする差別解消の推進について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号 6 に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

5. その他

【会長】

ないようですので、次に「次第5. その他」です。事務局や委員の皆様から何かありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

【事務局】

「燕市報道資料」の障がい福祉サービス事業所等職員表彰についてご報告いたします。障がい福祉の情報発信やイメージアップを通じて、障がい福祉人材の確保を図ることを目的といたしまして、今年度より実施した事業です。表彰式のあり方については市内の全事業所にアンケートを実施するとともに、委員の皆様からもご意見をいただきました。皆様からいただきました意見をもとに、バリアフリーフェスの実施期間中である12月5日に行い、今年度は5法人14名の方を表彰いたしました。

【会長】

以上で、本日予定していました議事につきましては、皆様のご協力のおかげで、すべて終了することができました。

それでは進行を事務局にお返しします。

6. 閉会

【司会者】

会長、大変ありがとうございました。

それでは閉会にあたり、健康福祉部長より閉会のあいさつを申し上げます。

【健康福祉部長】

日頃より、燕市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。

今年度は「燕市障がい者基本計画、第7期燕市障がい福祉計画、第3期燕市障がい児福祉計画」の2年目にあたる年でございます。本日、各施策に基づく取組について進捗状況をご確認いただくとともに、次期計画の方向性について、委員の皆様より貴重なご意見をいただきながら議論を進めることができましたこと、心より感謝申し上げます。

加えて、今年度は本協議会の委員改選年度でもございました。新たな委員の皆様をお迎えする新体制のもと、委員の皆様からそれぞれの知見やお立場からのご意見、そして多岐にわたるご協力を賜りましたこと、改めて心より感謝申し上げます。

来年度は、「燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画」の策定についての協議が中心となります。市がこれまでも取り組んでまいりました「障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現」に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

す。委員の皆様におかれましては、これまで同様に、ご理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

【司会者】

以上をもちまして、協議会を閉会いたします。

なお、次回の協議会の開催は7月を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。

以上